

学校訪問指導 Q&A

■訪問指導全般に関すること

Q1 学習指導や校内研究以外の内容についても、助言・指導を受けることは可能か？

A 可能です。学校経営、学級経営、教育課程、生徒指導、特別支援教育等、学校のさまざまな課題や要望に応じて支援します。

Q2 学校訪問日は、どのような手順で決定するのか？

A 原則として、各学校から提出された「学校訪問指導調査票」に基づき、担当指導主事が教頭先生とお電話で訪問日について相談し決定します。ただし、「初任者、新規採用教職員の状況把握に係る訪問」や「にこにこサポート事業実施校訪問」、「生徒指導に係る県事業実施校訪問」、「特別支援教育支援専任教員による学校支援に係る訪問」は、別の方法で実施日を決定します。詳しくは「学校訪問指導実施要項」をご覧ください。

Q3 今年度の学校訪問指導の計画は、いつ頃周知されるか？

A 5月中旬に「令和5年度 学校訪問指導計画」を送付する予定です。各学校の要望に応じ、それまでに訪問指導を実施することも可能です。

■「学校訪問指導調査票」について

Q4 「調査票」は各学校で印刷（保存）する必要はあるか？

A 今年度からアンケートフォーム（Google Forms）により回答いただきます。送信ボタンを押す前に印刷（保存）し、回答内容について確認、決裁を受けられた後に、送信ボタンを押してください。（なお、メールアドレスを記入していただくことにより、送信後には回答のコピーを各校に送信します。）

Q5 質問項目（2）の記入例を示してほしい。

A 訪問指導の種別ごとに記入例を載せますので参考にしてください。「学校訪問指導実施要項」の各訪問指導の「留意事項」も参考にしてください（P4, 5）。（記入についてもご相談に応じます。松江教育事務所までお電話ください。）

●A①継続型訪問指導：「教科等名」、「希望する内容（予定している研究会、助言・指導の内容等）」をお書きください。

【記入例】道徳科。令和〇年度に道徳の研究会を開催予定。特に、道徳科の授業づくりについて助言・指導

●A②研究推進型訪問指導：「教科等名」、「訪問希望日」をお書きください。

【記入例ア】算数科（研究授業、研究協議）①9月下旬 ②10月上旬 ③10月中旬

【記入例イ】国語科の指導と評価（校内研修）①9月下旬 ②10月上旬 ③10月中旬

●A③授業力向上型訪問指導：「対象者名（経験年数等）」、「教科等名」、「訪問希望日」をお書きください。

【記入例ア】松江太郎（3年目）。社会科。①9月下旬 ②10月上旬 ③10月中旬

【記入例イ】安来桜子（講師）。理科。①9月下旬 ②10月上旬 ③10月中旬

●A④支援・相談型訪問指導：「希望する内容」、「訪問希望日」をお書きください。

【記入例ア】研究の進め方について研究主任と個別相談希望 ①5月上旬 ②5月中旬 ③5月下旬

Q6 質問項目（4）の記入例を示してほしい。

A 訪問指導の種別ごとに記入例を載せますので参考にしてください。「学校訪問指導実施要項」の各訪問指導の「留意事項」も参考にしてください（P5～7）。なお、複数の訪問指導を選択された場合は、どの訪問指導についてのご要望が分かるようにお書きください。（記入についてもご相談に応じます。松江教育事務所までお電話ください。）

●B 経験者研修に係る訪問指導:「対象者名(対象研修名・教科等名 など)」「希望する内容」、「訪問希望日」をお書きください。

【記入例ア】松江太郎(6年目研・数学)。研究授業・研究協議。①10月上旬 ②10月中旬 ③10月下旬

【記入例イ】安来桜子(中堅研・養護教諭)。課題研究に関する助言・指導。①10月上旬 ②10月中旬 ③10月下旬

●C 職務に係る相談・助言、または研修に係る訪問指導:「対象者名(職名)」「希望する内容」、「訪問希望日」をお書きください。

【記入例ア】安来桜子(養護教諭)。職務等に係る相談・支援。①7月上旬 ②7月中旬 ③7月下旬

【記入例イ】松江太郎(事務職員)。職務等に係る研修。①9月下旬 ②10月上旬 ③10月中旬

●D 幼小接続に係る訪問指導:「希望する内容」、「訪問希望日」をお書きください。

【記入例ア】幼小接続に関する校内研修を希望する。①6月上旬 ②6月中旬 ③6月下旬

【記入例イ】幼小交流に関する助言・指導を希望する。①9月下旬 ②10月上旬 ③10月中旬

●E 生徒指導に関する内容についての研修、または助言・指導に係る訪問指導:「希望する内容」、「訪問希望日」をお書きください。

【記入例】生徒指導の視点を生かした授業づくりについて助言・指導を希望する。①6月上旬 ②6月中旬 ③6月下旬

●F 特別支援教育に関する内容についての研修、または助言・指導に係る訪問指導:「希望する内容」、「訪問希望日」をお書きください。

【記入例】特別支援教育に関する校内体制づくりについて校内研修を希望する。①9月下旬 ②10月上旬 ③10月中旬

■訪問指導までに

Q7 訪問指導当日までにどんな準備が必要か？

A 訪問日の2週間前までにおおよその日程をお知らせください（電話またはFAX、電子メール）。また、授業を実施する場合は1週間前までに「学習指導案」をお送りください（できるだけ電子メールをご利用ください）。そのほか、視聴覚機材などが必要なときは、担当指導主事が事前に連絡します。

E-mail matsuekyoiku-gakkyou@pref.shimane.lg.jp

Q8 学習指導案作成にあたり、事前に相談することは可能か？

A 可能です。事前に担当指導主事と日時等をご相談ください。指導主事が学校に出向くことも可能ですし、授業者の先生が来所されても結構です。ただし、「初任者の研究授業等に係る訪問指導」については、初任者本人ではなく、指導教員等との相談となります。

■訪問指導後に

Q9 訪問指導後にアンケートに回答する必要はあるか？

A 訪問指導の種別により簡単なアンケートをお願いする場合があります。そのときは担当指導主事が用紙をお渡ししますのでご協力をお願いします。（アンケートフォーム（Google Forms）を用いて回答をお願いします。）

■年度途中で訪問指導を依頼したいとき

Q10 年度中でも訪問指導を申請することは可能か？

A 可能です。内容により、松江教育事務所以外の指導主事が訪問する場合があります。その場合も松江教育事務所が連絡・調整します。まずは、松江教育事務所までご相談ください。

Q11 市教研の教科部会で研修を行いたいが、講師を派遣することは可能か？

A 可能です。教科に限らず、総合的な学習の時間、道徳教育、特別活動、生徒指導、特別支援教育等、教科以外の内容にも対応します。

Q12 【中途申請 様式】はどこに送付すればよいか？

A 様式の電子データを各市教育局委員会の学校教育課まで送付してください。

（実施要項11ページの「5 訪問指導の申請について（2）年度中途における訪問申請について」も参考にしてください。）

※ この他、訪問指導全般についてご不明な点がございましたら、松江教育事務所（学校教育スタッフ）へご質問ください。

松江教育事務所 学校教育スタッフ 連絡先 **（0852-32-5772（直通））**